

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	医療対策課
根拠法令等	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律（平成21年4月22日公布、同年9月1日施行）
<p>【改正の概要】 歯科技工士法の一部改正に伴う規定整備</p> <p>○保健所を設置する市への移譲事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>歯科技工士試験</u>の受験願書の提出に係る経由事務 ・<u>歯科技工士試験</u>の合格証明書の交付に係る経由事務 <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>歯科技工士国家試験</u></p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】 歯科技工士試験の概要</p> <p>1 実施主体 県</p> <p>2 試験日 例年2月下旬</p> <p>3 試験内容</p> <p>(1) 学説試験（場所：県庁）</p> <p>(2) 実地試験（場所：県立歯科技術専門学校）</p> <p>4 受験資格</p> <p>(1) 歯科技工士学校を卒業した者（卒業見込みの者を含む。）</p> <p>(2) 歯科技工士養成所を卒業した者（卒業見込みの者を含む。）</p> <p>(3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることのできる者</p> <p>(4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)から(3)までの者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの</p> <p>5 試験事務</p> <p>愛媛県歯科技工士試験委員会（要綱設置、委員7人）を開催して問題作成等を行っている。</p> <p>6 歯科技工士法の一部改正</p> <p>（免許）</p> <p>第3条 歯科技工士の免許（以下「免許」という。）は、<u>歯科技工士試験</u>（以下「試験」という。）に合格した者に対して与える。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>歯科技工士国家試験</u></p>	